

様式 2

法人名： 医療法人社団 清山会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地： 仙台市泉区松森字下町8番地の1

財 産 目 録

(令和元年08月31日現在)

1. 資 産 額	3,943,379 千円
2. 負 債 額	1,517,887 千円
3. 純 資 産 額	2,425,492 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,344,121
B 固 定 資 産	1,599,258
C 資 産 合 計 (A+B)	3,943,379
D 負 債 合 計	1,517,887
E 純 資 産 (C-D)	2,425,492

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 清山会  
 所在地 宮城県仙台市泉区松森字下町8番地の1

※医療法人整理番号

### 貸借対照表

(令和 1 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	2,344,121	I 流動負債	477,953
現金及び預金	1,838,696	買掛金	23,244
医業未収金	488,327	未払金	126,444
薬品	648	短期借入金	177,664
診療材料	83	預り金	15,651
医療消耗備品	225	未払費用	100,088
消耗備品	351	未払消費税	3,753
短期貸付金	626	未払法人税等	21,598
前払費用	13,989	割賦未払金	9,508
未収入金	2,088	II 固定負債	1,039,933
立替金	1,915	長期借入金	1,018,929
徴収不能引当金	△2,830	長期未払金	182
II 固定資産	1,599,258	受入敷金	20,821
1 有形固定資産	1,394,789		
土地	226,061		
建物	860,366		
建物附属設備	233,341		
構築物	18,875		
医療機械	4,069		
器具備品	19,873		
車両	32,202		
2 無形固定資産	20,019		
借地権	4,500		
電話加入権	90		
ソフトウェア	11,736		
水道加入金	3,692		
3 その他の資産	184,448		
長期貸付金	131		
出資金	50		
差入保証金	8,873		
敷金	69,932		
生命保険積立金	96,361		
建設協力金	9,100		
		負債合計	1,517,887
		純資産の部	
		I 出資金	20,000
		II 積立金	2,405,492
		繰越利益積立金	2,405,492
		純資産合計	2,425,492
資産合計	3,943,379	負債・純資産合計	3,943,379

様式 4 - 1

法人名 : 医療法人社団 清山会  
 所在地 : 仙台市泉区松森字下町 8 番地の 1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 平成 3 0 年 0 9 月 0 1 日 至 令和元年 0 8 月 3 1 日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		1,465,476
2 事業費用		
(1) 事業費	1,253,466	
(2) 本部費	259,077	1,512,544
<b>本来業務事業損失</b>		47,067
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		1,714,551
2 事業費用		1,623,884
<b>附帯業務事業利益</b>		90,666
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		
2 事業費用		
<b>収益業務事業利益</b>		0
<b>事業利益</b>		43,599
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	169	
その他の事業外収益	123,363	123,533
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	12,775	
その他の事業外費用	0	12,775
<b>経常利益</b>		154,357
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	13,125	
その他の特別利益	0	13,125
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
<b>税引前当期純利益</b>		167,483
法人税・住民税及び事業税		48,501
法人税等調整額		0
<b>当期純利益</b>		118,981

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。